

用語集

会計区分等

| 項目 | 説明 |
|---------|---|
| 普通会計 | 個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっている等のため、財政比較や統一的な掌握が困難である。このため地方財政統計上統一的に用いられている会計区分。 一般会計と、特別会計のうち公営事業会計に属するもの以外の会計を合算(純計)した会計区分をいう。 |
| 公営事業会計 | 一般会計に対し、特定の歳入歳出を一般の歳入歳出と区別して別個に処理する特別会計のうち、公営企業(水道、病院、交通など)、国民健康保険事業、介護保険事業、老人保健医療事業、収益事業(競馬、競艇、宝くじなど)、農業共済事業など独立採算を原則とする事業の会計。 |
| 一部事務組合 | 複数の都道府県、市町村及び特別区が、行政サービスの一部を共同処理するために、地方自治法に基づき設置する団体。 |
| 第三セクター等 | 当該地方公共団体が出資又は出先している法人で、当該地方公共団体の出資割合が25%以上のもの又は当該地方公共団体が補助、貸付、損失補償、債務保証のいずれかを行っているもの及び住宅供給公社、道路公社又は土地開発公社。 |

財政指数

| 項目 | 説明 | 明 |
|---------|--|--|
| 財政力指数 | $\frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}} \quad (3\text{ヶ年平均})$ | 地方交付税法の規定により算出した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た過去3ヶ年間の平均値で、指数が高いほど、財源に余裕があるといえる。 |
| 実質収支比率 | $\frac{\text{実質収支比率}}{\text{標準財政規模}} \times 100$ | 実質収支の標準財政規模に対する割合で、比率が整数の場合は実質収支の黒字、負数の場合は赤字を示す。 |
| 実質公債費比率 | $\frac{(A + B) - (C + D)}{E + F - D} \times 100 \quad (3\text{ヶ年平均})$ A : 地方債の元利償還金 B : 地方債の元利償還金に準ずるもの(準元利償還金) C : A及びBに充てられる特定財源 D : A及びBのうち交付税措置されたもの E : 標準財政規模 F : 臨時財政対策債発行可能額 | 地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額に充てられたものの占める割合の過去3ヶ年間の平均値。 地方債協議制度の下で、18%以上の団体は、地方債の発行に際し許可が必要となる。さらに、25%以上の団体は地域活性化事業等の単独事業に係る地方債が制限され、35%以上の団体は、これらに加えて一部の一般公共事業債等についても制限されることとなる。 |
| 経常収支比率 | $\frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源等}} \times 100$ (経常経費 : 人件費、扶助費、公債費 等 経常一般財源 : 地方税、普通交付税、地方譲与税 等) | 経常的経費に経常一般財源がどの程度充てられているかを示した比率で、比率が小さいほど、臨時の財政需要に充当できる経常一般財源(経常剰財源)が大きくなり、財政構造が弾力的であるといえる。 |

決算統計基本用語（普通会計、公営企業会計のうち法非適用企業共通）

| 項 目 | 説 | 明 |
|--------------|---|--|
| 標準財政規模 | $(\text{基準財政収入額} - \text{地方譲与税等}) \times 100 / 75 + \text{地方譲与税等} + \text{普通交付税}$ | 地方公共団体の一般財源の標準規模を示したもので、通常水準の行政活動を行ううえに必要な一般財源の総量と考えられる。 |
| 臨時財政対策債発行可能額 | | 一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法5条の特例として発行される地方債で、地方交付税法の規定により算出した基準財政需要額を基本に、団体ごとの発行可能額が算定される。 |
| 形式収支 | 歳入決算額 - 歳出決算額 | 現金主義の建前に立って、当該年度中に収入された現金（前年度からの繰越金を含む。）と支出された現金との差額を示した指標。 |
| 実質収支 | 形式収支 - 翌年度に繰り越すべき財源 | 発生主義の要素を加味して、当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額、いわば地方公共団体の純剰余又は純損失を示した指標。 |

決算統計基本用語（公営企業会計）

| 項 目 | 説 | 明 |
|-------------------|--|---|
| 総収益 （法適用企業） | 営業収益 + 営業外収益 + 特別利益 | |
| 総費用 （法適用企業） | 営業費用 + 営業外費用 + 特別損失 | |
| 歳入 （法非適用企業） | 歳入決算額 - （前年度からの繰越金 + 収益的支出に充てた地方債 + 収益的支出に充てた他会計借入金） | |
| 歳出 （法非適用企業） | 歳出決算額 - （積立金 + 前年度繰上充用金） | |
| 純損益 （法適用企業） | 総収益 - 総費用 | 当該年度の公営企業の経済活動の結果として生じた正味財産高の増加又は減少。 |
| 経常収支比率 （法適用企業） | 経常収益 ÷ 経常費用 × 100 | 当該数値が100%以上の場合は単年度黒字を、100%未満の場合は単年度赤字を表す。 |
| 不良債務 （法適用企業） | 流動負債 - （流動資産 - 翌年度繰越財源） | 流動負債（負債のうち支払期限が1年以内に到来するもの）が流動資産（現金預金及び1年以内に現金化できると予想される資産）を超える場合の、その超える額をいう。 資金的にみて、当面の支払い能力を超える債務の額と考えられる。 |
| 累積欠損金 （法適用企業） | | 営業活動によって欠損を生じた場合で、繰越利益剰余金、利益積立金等によっても補てんできなかったものの各事業年度の損失（赤字）額の累積されたもの。 |

[参考]

[損益計算書例]

(4.1～翌3.31)

| | | | |
|-------------|--------------|--------------|-------------------|
| 1 営業収益 | | | |
| (1) 収益 | 9,000 | | |
| (2)その他営業収益 | <u>1,000</u> | 10,000 | |
| 2 営業費用 | | | |
| (1) 費 | 6,000 | | |
| (2)減価償却費 | <u>3,000</u> | <u>9,000</u> | |
| 営業利益 | | | 1,000 |
| 3 営業外収益 | | | |
| (1)受取利息 | 10 | | |
| (2)補助金 | <u>50</u> | 60 | |
| 4 営業外費用 | | | |
| (1)支払利息 | 2,000 | | |
| (2)繰延勘定償却 | <u>60</u> | <u>2,060</u> | <u>2,000</u> |
| 経常利益 | | | 1,000 |
| 5 特別利益 | <u>10</u> | 10 | |
| 6 特別損失 | <u>40</u> | <u>40</u> | <u>30</u> |
| 当年度純利益 | | | <u>1,030(純損益)</u> |
| 前年度繰越利益剰余金 | | | <u>30</u> |
| 当年度未処分利益剰余金 | | | <u>1,000</u> |

[貸借対照表例]

(3.31現在)

| | | |
|------------------|------------|---------------|
| | 資産の部 | |
| 1 固定資産 | | |
| (1)有形固定資産 | 30,000 | |
| (2)無形固定資産 | 900 | |
| (3)投資 | <u>100</u> | |
| 固定資産合計 | | 31,000 |
| 2 流動資産 | | <u>3,000</u> |
| 3 繰延勘定 | | <u>1,000</u> |
| 資産合計 | | <u>35,000</u> |
| | 負債の部 | |
| 4 固定負債 | | 1,000 |
| 5 流動負債 | | <u>4,000</u> |
| 負債合計 | | <u>5,000</u> |
| | 資本の部 | |
| 6 資本金 | | 27,000 |
| 7 剰余金 | | |
| (1)資本剰余金 | | 4,000 |
| (2)利益剰余金(当年度未処分) | | <u>1,000</u> |
| 剰余金合計 | | <u>3,000</u> |
| 資本合計 | | <u>30,000</u> |
| 負債資本合計 | | <u>35,000</u> |

不良債務
1,000

一致